

第 2 回 新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会資料

1 社会経済活動の対応

調査・検討

(1) 主に県内の営業制限・行動自粛等により
多大な影響があった分野

ア 飲食業

イ 卸売業・小売業、生活関連サービス業

(産業戦略部)

令和 4 年 6 月 2 0 日 (月)

第2回 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 社会経済活動に関する調査・検討資料

【調査・検討を行う分野】 飲食業

卸売業・小売業、生活関連サービス業（理・美容業等）

1 現状・課題（全体像）

（1）現状

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言により営業時間短縮要請や酒類の提供停止の影響を受けた飲食業や卸売業、また、外出自粛要請により人との接触が多い小売業や理・美容業等の生活関連サービス業については、いずれも大幅に売上が減少した。
- その後、緊急事態宣言の解除により回復傾向となった時期もあるが、令和3年から令和4年にかけて、数度にわたる緊急事態宣言等の発令や解除に伴い、飲食業を中心に売上の減少・回復を繰り返した。
- この間、県では、当面の資金繰りを支援するため、新たな融資・貸付制度を創設したほか、営業時間短縮要請等に協力した飲食業に対しては、茨城県新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金等、売上が大きく減少した卸売業や小売業、生活関連サービス業には、茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金を支給するなど、事業者の経営を下支えしてきた。
- 県内の事業者においては、テレワークの導入や無人レジの導入、リモート・サービス強化に向けた通信インフラの充実など IT 技術を活用しつつ、感染症との共生に向け取組を進めた事業者や、ビュッフェ形式から顧客間の接触が少ない個別配膳形式へと店舗形態を見直す飲食店、消毒用アルコールの製造販売に取り組む酒造メーカーなど、新たなビジネスモデルに取り組む事業者も出てきた。
- 筑波総研（株）の茨城県内企業経営動向調査（令和4年3月）によると、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった飲食・宿泊業、卸売業、小売業、サービス業について、いずれも回復傾向にあることが見受けられる。

【飲食・宿泊業】

令和4年1月～3月のDI（※）は $\Delta 16.7$ であったところ、同年4月～6月こそ $\Delta 22.2$ となったが、同年7月～9月の先行きは $\Delta 17.6$ と回復傾向が見受けられる。

※ DI（Diffusion Index）：企業の業況感等を指数化したもの。

【卸売業】

令和4年1月～3月のDIは△33.3であったところ、同年4月～6月の先行きは△20.8、同年7月～9月は△4.2と回復傾向が見受けられる。

【小売業】

令和4年1月～3月のDIは△45.7であったところ、同年4月～6月の先行きは△30.4、同年7月～9月は△15.6と回復傾向が見受けられる。

【サービス業（理・美容業等）】

令和4年1月～3月のDIは△18.6であったところ、同年4月～6月の先行きは△7.0、同年7月～9月は△4.7と回復傾向が見受けられる。

(参考) 筑波総研「茨城県内企業経営動向調査」自社業況判断DI：2022年3月

区分	令和4年 1～3月	先行き	
		4～6月	7～9月
飲食・宿泊業	△16.7	△22.2	△17.6
卸売業	△33.3	△20.8	△4.2
小売業	△45.7	△30.4	△15.6
サービス業他 (理・美容業等)	△18.6	△7.0	△4.7

※DI：「良い」（回答社数構成比）－「悪い」（回答社数構成比）

- 一方、ロシア・ウクライナ情勢や原油・原材料価格の高止まり、急速な円安の進行などが下振れリスクとなる懸念があり、予断を許さない状況にある。

(2) 課題

- 新型コロナウイルスの影響が顕著であった、飲食業、卸売業・小売業、生活関連サービス業においても、原油・原材料価格の高止まりなどの不安定要素はあるものの、本格的な回復局面に移行していくことが想定されることから、県としては、引き続き、当面の資金繰り対策などに万全を期すとともに、新たな事業分野進出に向けた業態転換など、コロナ収束後を見据えた事業者支援にしっかりと取り組む必要がある。
- 県内の倒産件数は、コロナ禍の資金繰り支援の効果等により抑制されているものの、今後、コロナ関連融資の返済が本格化していく中、原油価格の高騰等の外的要因を受け、事業の再構築ができない事業者を中心に、倒産件数は増加する可能性がある。

(参考) 企業倒産件数

(件数・カッコ内はR1(コロナ前)年度比)

年度	全国	茨城県	建設	製造	卸売	小売	サービス	その他
R1	8,631	140	31	20	18	16	42	13
R2	7,163 (△17.0)	111 (△20.7)	21	12	18	18	24	18
R3	5,980 (△30.7)	100 (△28.6)	27	16	10	12	28	7

※負債額1,000万円以上(東京商工リサーチ)

2 県の取組内容

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経済的影響を受けた中小企業・個人事業主の資金繰りを支援するため、新たな融資・貸付制度を創設。

ア パワーアップ融資

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を支援するため融資枠を拡充

保証承諾件数	保証承諾額	期間
7,005件	約1,415億円	R2.4.1~R4.3.31

※融資限度額：5,000万円(伴走支援型は6,000万円)、融資利率：1.6%以下

イ 新型コロナウイルス感染症対策融資

- ・国の緊急経済対策に対応した無利子無担保融資

保証承諾件数	保証承諾額	期間
32,642件	約5,088億円	R2.5.1~R3.5.31

※融資限度額：8,000万円、融資利率：1.6%以下、利子：3年間無利子、保証料：ゼロ

ウ 中小企業事業継続応援貸付金

- ・公的融資制度や民間金融機関からの借入が困難な中小企業・個人事業主に対する長期融資制度

貸付件数	貸付額	期間
651件	約11.8億円	R2.5.11~R3.9.30

※貸付限度額：200万円、無利子、無担保、貸付期間：最長20年

※県及び市町村の協調貸付(県3/4、市町村1/4)

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者に対する支援の実施。

ア 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(R2)

◇事業内容 R2.4~5にかけての休業要請に応じた事業者へ協力金を支給

◇事業実績 支給件数：12,459件、支払金額：2,077,600千円

(主な内訳：食事提供施設5,486件、商業施設3,816件、遊興施設1,522件)

イ 茨城県新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金 (R2～R3)

◇事業内容 県からの営業時間短縮要請に応じた事業者に協力金を支給

6/10 現在

対象期間	R2. 11. 30 ～R3. 2. 22	R3. 4. 22～6. 16	R3. 7. 30～9. 30	R4. 1. 27～3. 21
支給金額 (1日あたり)	11/30～12/15 2万円 12/16～2/22 4万円	2.5～7.5万円	7/30～8/7 2.5～7.5万円 8/8～8/19 3～10万円 8/20～9/30 4～10万円	①2.5～7.5万円 (21時までの時短) ②3～10万円 (20時までの時短、酒提供なし)
支給実績	21,696件 200億3,452万円	10,062件 62億9,472万円	18,227件 301億9,760万円	16,694件 224億2,625万円

ウ 茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金

◇事業内容 営業時間短縮要請や外出自粛要請の影響を受け売上が減少した事業者に対し、一時金を支給

		第1弾	第2弾	第3弾
対象者		対前年(前々年)同月 売上△50%	対前年(前々年)同月 売上△30%	対前年(前々年)同月 売上△30%
対象期間		R3. 1～2 (県独自緊急事態宣言)	R3. 4～6 (感染拡大市町村の指定)	R3. 8～9 (県独自緊急事態宣言・ 非常事態宣言、まん延防止)
支給金額		一律20万円	一律20万円	売上高により20～500万円
支給実績	全業種	4,775件 9億5,500万円	9,480件 18億9,600万円	9,029件 32億1,812万円 (1件平均:356,420円)
	卸売業 ・小売業	995件 1億9900万円	2,107件 4億2140万円	2,410件 10億9127万円 (1件平均:452,810円)
	生活関連 サービス業	1,687件 3億3740万円	2,495件 4億9900万円	2,637件 6億8800万円 (1件平均:260,903円)

※第4弾の概要

- ・対象者：R元～R3年同月売上△30% 売上高により20～500万円を支給
- ・対象期間：R4. 1～3 (まん延防止)
- ・受付期間：R4. 4. 22～R4. 6. 30

- 事業継続や雇用維持など、経営課題に直面する中小企業の相談窓口を「よろず支援拠点」に集約し、中小企業診断士等の専門家による対応を実施。

相談期間	相談件数	主な相談内容等
R2.4～R3.3	6,891 件	・資金繰りや融資制度 ・事業計画策定
R3.4～R4.3	2,608 件	・支援金制度及び申請書作成 など

- 雇用の維持確保を図るため、事業者に対し、国の雇用調整助成金等の活用を促すとともに、特例措置の延長や制度の見直し等について、国に働きかけを実施。

- 地域や事業者の実情に応じた消費喚起策により事業継続を支援。

ア 地域企業活力向上応援事業 (R2)

◇事業内容 市町村が実施する消費喚起策により事業継続を支援

◇事業実績 事業費：3,207,842 千円、活用市町村：44

(主な内訳)

- ・プレミアム付商品券 : 34 市町村
- ・感染拡大防止・固定経費等補助 : 35 市町村
- ・小売・飲食店支援事業 (テイクアウト・クーポン等) : 10 市町村

【参考】GoToEat キャンペーン事業 (R2～R3)

(農林水産省が都道府県単位で公募、本県では JTB(株)水戸支店が受託して実施)

◇事業内容 地域の飲食店で使用できるプレミアム付き食事券の販売

(プレミアム率 25%、利用可能店舗は県内約 4,000 店舗)

◇事業実績 販売実績 356,189 冊、4,452,363 千円

- 令和 2 年 6 月にいばらきアマビエちゃんを導入し、飲食店等事業者に求められる感染症対策をガイドラインで示し、対策の掲示を促すことで取組の徹底と見える化を促進。

3 今後の方策

(1) ダメージを速やかに回復させるためのもの

- 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業者が、金融機関とともに経営改善に取り組むことで大幅に信用保証料が軽減される「パワーアップ融資 (伴走支援型特別保証対応)」により、引き続き、資金繰りを支援していく。

- 外出自粛の影響を受けた幅広い事業者を対象とした県独自の一時金の迅速な支給に努める。また、今後の感染状況により営業時間短縮等を要請した場合、協力した飲食店に対し、協力金の迅速な支給に努める。
- 国で実施している事業復活支援金などの活用促進にも努め、事業継続を支援する。
- 雇用調整助成金の活用促進などにより、雇用の維持確保を図る。また、就職支援センターの相談体制の強化や就職面接会の開催により、求職者に対するきめ細かな相談対応による早期の再就職を支援する。

(2) コロナ収束後さらに県民生活を発展させるためのもの

- 新たな事業分野への進出に意欲的に挑戦する事業者に対し、「新分野進出等支援融資」において資金繰りを支援するとともに、従業員等の資格取得やスキルアップのための教育研修費を補助することで人材育成支援を行う。
- テイクアウトや新商品開発など、新たな事業分野への進出や業態転換等に関するビジネスプラン作成について、産業支援機関のコーディネーターによる助言や専門家の派遣などにより支援していく。
- さらに、原油価格・物価高騰等、種々の外的要因の影響下にあつて、危機に強い新たなビジネスモデルへの転換を支援するため、令和4年度6月補正において「新分野進出等支援融資」の融資枠を拡大する。
- 感染症拡大など緊急時に備えるための事業継続計画（BCP）や、新事業に取り組むための経営革新計画の策定支援、事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援する国の事業再構築補助金の活用促進など、商工団体や産業支援機関と連携しながら、県内中小企業の経営力強化を図る。
- 県内事業者の優れた取組や他県の参考事例について、県ホームページや地域情報誌、メールシステムなどを活用した情報発信に努めることにより、好事例の横展開を図る。

第 2 回 新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会資料

1 社会経済活動の対応

調査・検討

(1) 主に県内の営業制限・行動自粛等により
多大な影響があった分野について

ウ 運輸業（鉄道、バス、タクシー、代行）

（政策企画部）

令和 4 年 6 月 2 0 日（月）

第2回 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 社会経済活動に関する調査・検討資料

【調査・検討を行う分野】運輸業（鉄道、バス、タクシー、代行）

1 現状・課題（全体像）

- テレワークやオンライン会議の普及等による通勤・通学需要の減、各種イベントの中止、飲食店の時短営業要請、インバウンドの減少等の影響により、利用者数が減少。
- 感染状況が落ち着きを見せる中、テレワークやオンライン会議の普及、水際対策による外国人の入国制限等により、利用者数がコロナ以前の水準に戻りきらないことが課題。

■ 県内地域鉄道、乗合バス、タクシーの利用者数（千人）

	R 1	R 2	R 2 / R 1
地域鉄道(4 者)	15, 211	11, 169	△26. 5%
乗合バス(11 者)	44, 299	34, 180	△22. 8%
タクシー(約 460 者)	9, 944	5, 582	△43. 9%

2 県の取組内容

(1) 交通事業者等に対する支援金等の支給（R2～）

① 地域公共交通緊急対策事業【R2.6月補正】

県民の移動手段を確保・維持するため、運行を継続している地域公共交通事業者に協力金を支給（運行経費の45日分相当額等）。

■ 支給実績（件、千円）

区分	地域鉄道	乗合バス	タクシー	合計
支給件数	4	10	359	373
支給額	136, 573	188, 724	34, 650	359, 947

② 貸切バス事業者等支援事業【R2.12月補正】

県民生活などを支える貸切バス事業者及び自動車運転代行業者に対し、支援金を支給。

(貸切バス：10万円/台 代行業者：随伴用自動車の届出台数に応じて定額支給)

■ 支給実績 (件、千円)

区分	貸切バス	代行	計
支給件数	181	238	419
支給額	177,200	10,510	187,710

③ 営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金

主な事業が営業時間の短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請により影響を受け、売上が減少した中小企業及び個人事業者に対して、一時金を支給。

■ 支給実績 (件、千円)

	区分	地域鉄道	乗合バス	貸切バス	タクシー	代行	合計
第1弾 (R3年1~2月分)	件数	-	2	80	83	190	342
	支給額	-	400	16,000	16,600	38,000	68,400
第2弾 (R3年4~6月分)	件数	1	6	85	135	194	402
	支給額	200	1,200	17,000	27,000	38,800	80,400
第3弾 (R3年8~9月分)	件数	3	6	87	141	200	423
	支給額	12,000	22,000	86,700	107,700	50,600	239,800

※ 複数の区分にまたがる事業者があることから、件数及び支給額の合計は一致しない。
第4弾 (R4年1月~3月分) の受付期間：令和4年4月22日から6月30日まで

(2) 交通事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策費用の助成 (R2~)

県や市町村、交通事業者などで構成する「県公共交通活性化会議」を通じて、新型コロナウイルス感染症対策を行った交通事業者に対し、対策費用(100千円/者)を助成。

■ 助成実績

年度	支援団体	支援内容	助成額
R2	鉄道3件 バス9件	マスク、消毒用アルコール、体温計等の購入、 飛沫防止シートの設置等	1,200千円
R3	バス4件	バス抗菌抗ウイルスコーティング施工、感染対策等周知用チラシの作成・配布	400千円

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた交通事業者の取組の周知広報(R2~)

公共交通機関を安心して利用してもらえるよう、県交通政策課ホームページに、各公共交通事業者の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を紹介。

3 今後の方策

(1) ダメージを速やかに回復させるためのもの

- 感染症対策や利用促進等に向けた交通事業者の支援

感染症対策に取り組む交通事業者を支援するとともに、JR6社と地域が一体となって実施する全国最大規模の観光キャンペーンである「デスティネーションキャンペーン(DC)」等も契機としながら、交通事業者等と連携して、商業施設や駅などでのイベントの開催や、公共交通利用促進に向けたキャンペーンの実施、サイクルトレインによる新たな利用者の開拓を行うなど利用促進を図っていく。

■ 昨年度の利用促進キャンペーン開催実績

時期	イベント名	概要
R3.10～ R4.3	JRと連携した利用促進イベント等の開催	駅からサイクリングラリー、水郡線全線運転再開一周年感謝祭等
R3.11.6	いばらきののりもの大集合	イオンモール土浦でバス展示、グッズ販売等
R3.11～ R4.3	鉄道4社連携利用促進キャンペーン	鉄道川柳や企画動画公開、駅印帳(駅版の御朱印)の販売等
R4.3.5	サイクルトレイン実証運行	ひたちなか海浜鉄道で実施

(2) コロナ収束後さらに県民生活を発展させるためのもの

- 利便性向上や生産性向上のための交通事業者の新たな取組への支援

MaaS(Mobility as a Service:複数の交通サービスの検索・予約・決済管理等を一体的に提供するサービス)や、非接触型決済システムの普及をはじめとする新たなサービスの導入、貨客混載の導入など、交通事業者の新たな取組の促進を図っていく。

- 交通事業者等への支援制度の充実等に向けた国への要請

交通事業者等への支援制度の充実等が図られるよう、事業者の減収分を補填する新たな補助制度の創設や既存補助事業の補助率の嵩上げ等を、国に対し要望していく。

第 2 回 新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会資料

1 社会経済活動の対応

調査・検討

(1) 主に県内の営業制限・行動自粛等により
多大な影響があった分野について

エ 農林水産業（花き）

（農林水産部）

令和 4 年 6 月 2 0 日（月）

第2回 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 社会経済活動に関する調査・検討資料

【調査・検討を行う分野】農林水産業：花き

<全体像>

- **農産物全般**においては、令和2年2月以降、学校の休校や飲食店の営業自粛等により、給食用や外食用として流通していた農産物の販路が失われるなど、大きな影響を受けた。
- 一方、外出自粛に伴い自宅での食事機会が増加したことから、生鮮食品や総菜・弁当等の中食の消費拡大に加え、フードデリバリー等の新たなサービスが広く普及したことで、農産物の需要は回復傾向となり、令和2年の本県農業産出額は前年比3%増の4,417億円となった。
- **花き**においては、卒業式や冠婚葬祭の自粛等により、消費需要が著しく落ち込み、令和2年4月の本県花き販売額は、対前年同月比で約65%となるなど、業界全体が大変厳しい状況となった。
- さらに、長期保存ができない切り花を中心に、生産した花きの廃棄を余儀なくされる「フラワーロス」が大量に発生するなど、イベント等の「物日需要」に大きく依存してきた、本県の花き消費構造における課題が顕在化してきた。

1 県の取組内容

- 売上の急激な減少により経営に大きな打撃を受けた花き事業者が、「高収益作物次期作支援交付金」や「持続化給付金」等、国の支援制度を円滑に活用することができるよう、制度の周知や活用の促進を図るとともに、必要に応じた申請支援を実施した。
- 「物日需要」に依存してきた消費構造からの転換を目指し、県民が花や緑を楽しみ、より日常生活に定着するような取組に加え、今後拡大が期待される新たな需要に対し、県内事業者が迅速に対応できるよう、情報提供・技術指導を進めた。

(1) 県民生活に花や緑を定着させるための取組

◇令和2年度：「公共施設等における花きの活用拡大支援事業」

- ①市場価格の下落した花材を事業により買い上げ、市町村役場や公民館等のべ84ヶ所で県産花きの展示を実施し、花の魅力や癒し効果を広くPR。
- ②県産の花を年10回定期送付するサービス「いばらきの花の定期便」を実施し、1,120名が利用。併せて、新たな需要動向の把握に向け、利用者に対しアンケート調査を実施。

◇令和3年度：「ジャパンフラワー強化プロジェクト推進」

- ①赤色LED電照によるトルコギキョウの品質向上に向けた実証など、花き事業者が自ら行う省力化や品質向上の取組を支援。

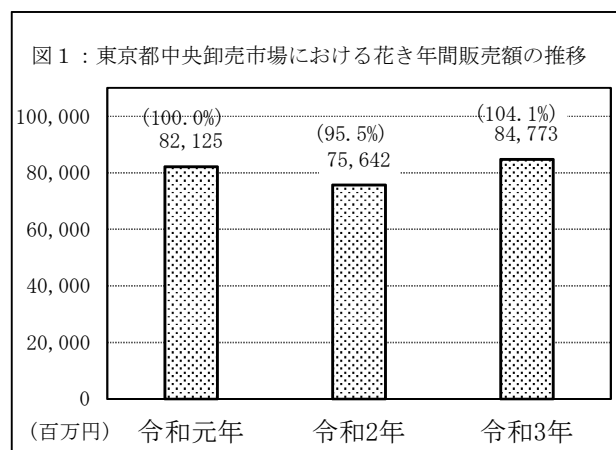
②花育体験教室(14団体・457名参加)や県産花き展示会(4回)など、県産花きの需要拡大のためのイベント等を開催。

(2)新たな需要動向への対応に向けた取組

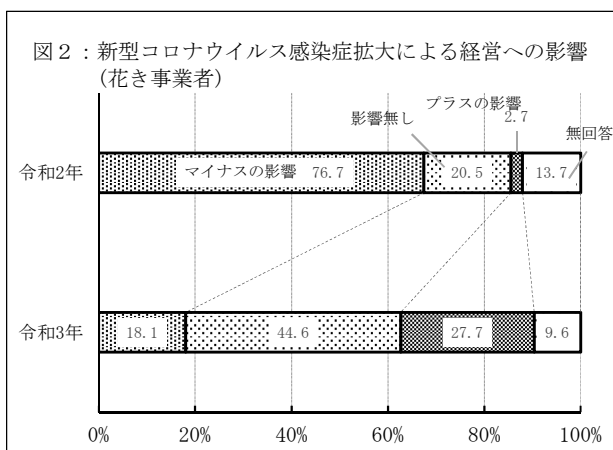
- ①県が把握した消費者の需要動向を踏まえ、事業者に対して経営的に優位性のある品種・品目への転換や栽培時期の見直しについて助言。
- ②今後拡大が見込まれるインターネットでの販売を見据え、訴求力の高い商品の設計やデザイン等を学ぶ研修会を開催。

2 現状・課題

- 令和2年の花き販売額は、県及び関係機関の取組支援や、巣ごもり消費での鉢花・苗物類の需要拡大等により6月以降は回復し、年間の合計販売金額は令和元年比95.5%となった。
- 令和3年の花き販売額は、切り花類の輸入量減少等から高値で推移し、年間の合計販売額は令和元年比104.1%と、コロナ禍以前を超える水準まで回復(図1)。
- 県が実施した農業経営体へのアンケート調査では、コロナ禍による経営へのマイナス影響を実感している花き経営体は、令和2年時点では76.7%と他の類型より高い水準であったものの、令和3年では18.1%まで減少するなど、状況は大きく改善されたところ(図2)。



(出典：東京都中央卸売市場「市場統計年報」)



(出典：県アンケート調査)

- 生活様式の変化に伴い、インターネット通販や、家庭・個人向け消費の拡大等、新たな需要が高まっていることに加え、イベントや冠婚葬祭の再開により業務需要も回復傾向となっている。
- 今後は、コロナ収束に伴い輸入の増加が見込まれることから、国内の花き業界にとって追い風となっている現在の状況を一過性のものとしないう、販売体制や商品開発の強化に加え、花きの消費需要の拡大に引き続き取り組む必要がある。

3 今後の方策(コロナ収束後さらに県民生活を発展させるためのもの)

- 消費者ニーズに的確に対応した販売体制の強化に向け、デジタル技術を活用した生産・流通の効率化を進めていく。
- 需要構造の変化に対応した商品の開発に向け、新品目・新品種導入の実証試験等の取組に加え、生産者と実需者間での商談会の開催等による事業者への支援を進めていく。
- 県産花きの魅力啓発と需要拡大に向け、花育体験教室や県産花き展示会等のイベント開催を継続するほか、ECサイトを活用した「いばらきの花の定期便」の常設化を検討していく。

第 2 回 新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会【参考資料】

令和 4 年 6 月 2 0 日（月）

【参考：新型コロナウイルス感染症の「社会経済活動の対応」に係る主な事業者支援策等】

1. 感染拡大防止と事業の維持・回復に向けた支援策等

(1) 感染拡大防止対策に係る支援策

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
給付金	茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金 (県：中小企業課)	県の営業時間短縮要請に応じた飲食店事業者	各措置期間 (要請期間)	県の営業時間短縮要請に応じた飲食店事業者に協力金を支給 (以下は第6波〔要請期間 R4. 1. 27～3. 21〕の場合) ○中小企業・個人事業主：①又は②の協力内容に応じて支給 ①20時以降の営業自粛・酒類提供の終日停止 3万円～10万円/日 ②21時以降の営業自粛 2万5千円～7万5千円/日 ○大企業：20万円/日を上限に支給
	茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金 (県：中小企業課)	①営業時間短縮要請を受けた飲食店と直接取引がある事業者 ②外出自粛要請により影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者	申請受付期間 【第1弾】 R3/3/19～5/31 【第2弾】 R3/6/23～8/31 【第3弾】 R3/10/29 ～R4/1/31 【第4弾】 R4/4/22～6/30	県の実施した措置の影響を受けた事業者に一時金を支給 【第1弾】○対象措置：R3/1/18～2/22の措置 (県独自の緊急事態宣言) ○支給額：一律20万円 【第2弾】○対象措置：R3/4/22～6/16の措置 (感染拡大市町村) ○支給額：一律20万円 【第3弾】○対象措置：R3/8/6～9/30の措置 (緊急事態宣言等) ○支給額：年間売上高に応じて20万円～500万円 【第4弾】○対象措置：R4/1/27～3/21の措置 (まん延防止等重点措置) ○支給額：年間売上高に応じて20万円～500万円

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金・給付金	県有施設のキャンセル料返還相当分に係る支援 (県：施設所管課)	県有施設の指定管理者	R2/2～6月	イベント制限等に伴う県有施設のキャンセル料返還金相当分の支援金の交付 【R2年度】指定管理者3事業者 支援総額 75,802千円 (875件)
	県有施設管理業務支援事業 (県：管財課)	県有施設の入居事業者、指定管理者等	対象期間 ・R2/4～5月 ・R3/8～9月	県有施設の休館に伴う支援金の交付 【R2年度】指定管理者等 24事業者 支援総額 340,189千円 【R3年度】入居事業者 46事業者 支援総額 87,233千円 ※R3年度の指定管理者等分はR4年度に繰越(施設決算確定後に決定)
	公共交通利用促進等事業(交通事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策費用の助成) (県：交通政策課)	交通事業者	申請受付期間 【R2年度】 前期 R2/5～6月 後期 R2/8～9月 【R3年度】 前期 R3/6～7月 後期 R3/10月	県や市町村、交通事業者などで構成する「県公共交通活性化会議」を通じて、新型コロナウイルス感染症対策費用(100千円/者)を助成 【R2年度】助成額 1,200千円(鉄道3件、バス9件) 【R3年度】助成額 400千円(バス4件)
	経営継続補助金 (国：農林水産省)	農林漁業者	R2/5月～R3/3月	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援 ◆支給額 ○単独申請 上限最大 150万円 ○グループ(共同)申請 上限最大 1,500万円

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金	高収益次期作支援 交付金 (国：農林水産省)	野菜・花き・果 樹・茶の生産者	R2/7～12月 R3/4～8月	次期作に向けた種苗等の資材の購入や生産・流通コストの削減等の取組などに対し支援 ○国への事業計画申請状況 【R2年度】51事業実施主体・2,184名 申請金額合計：約23億円 【R3年度】8事業実施主体・43名 申請金額合計：45,393千円

(2) 事業の維持・回復に係る支援策

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金・給付金	持続化補助金 (国：経済産業省)	小規模事業者等	申請受付期限 【第9回】 R4/9月中旬	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援 ◆通常枠（補助上限：50万円 補助率：2/3） ◆特別枠（補助上限：200万円 補助率2/3） ※インボイス枠は補助上限100万円、賃金引上げ枠については赤字事業者の補助率は3/4 ◆低感染リスク型ビジネス枠（補助上限：100万円 補助率：3/4）
	事業復活支援金 (国：経済産業省)	中小法人、個人 事業者等	申請受付期間 R4/1/31 ～R4/6/17	R3.11月～R4.3月のいずれかの月の売上高が、H30.11月～R3.3月の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者に対し、事業の継続・回復のため、支援金を支給 ◆支給額 ○中小法人等 上限最大250万円 ○個人事業者等 上限最大50万円

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金・給付金	持続化給付金 (国：経済産業省)	中小法人、個人事業者等	R2/5/1 ～R3/2/15	売上が前年同月比 50%以上減少している事業者に対して、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を支給 ◆支給額 ○中小法人等 上限最大 200 万円 ○個人事業者等 上限最大 100 万円
	一時支援金 (国：経済産業省)		R3/3/8 ～R3/5/31	緊急事態宣言に伴う飲食店の休業・営業時間短縮又は外出自粛等の影響を受け、R3. 1～3 月のいずれかの月の売上が R2 又は R1 同月比で 50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える一時支援金を支給 ◆支給額 ○中小法人等 上限最大 60 万円 ○個人事業者等 上限最大 30 万円
	月次支援金 (国：経済産業省)		R3/6/16 ～R4/1/7	緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・営業時間短縮又は外出自粛等の影響を受け、上記措置中の売上が R2 又は R1 同月比で 50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える月次支援金を支給 ◆支給額 ○中小法人等 上限最大 20 万円/月 ○個人事業者等 上限最大 10 万円/月
	家賃支援給付金 (国：経済産業省)		R2/7/14 ～R3/2/15	R2. 5 月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給 ◆支給額 ○中小法人等 上限最大 600 万円 ○個人事業者 上限最大 300 万円

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金・給付金	地域公共交通緊急対策事業 (県：交通政策課)	地域公共交通事業者	R2/4～5月	県民の移動手段を確保・維持するため、運行を継続している地域公共交通事業者に協力金を支給（運行経費の45日分相当額等） 【R2年度】支給件数373件、支給総額359,947千円 (内訳：地域鉄道4件、乗合バス10件、タクシー359件)
	貸切バス事業者等支援事業 (県：交通政策課)	貸切バス事業者及び自動車運転代行業者	R2/12月～R3/3月	県民生活などを支える貸切バス事業者及び自動車運転代行業者に対し、支援金を支給（貸切バス：10万円/台 代行業者：随伴用自動車の届出台数に応じて定額支給） 【R2年度】支給件数419件、支給総額187,710千円 (内訳：貸切バス181件、代行業者238件)
融資	パワーアップ融資 (伴走支援型特別保証対応) (県：産業政策課)	中小企業・小規模事業者等	R5/3/31 融資実行分まで	新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期化する中、金融機関による継続的な伴走支援を受けながら早期経営改善等に取り組む中小企業者の資金繰りを支援
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 セーフティネット貸付の要件緩和 (国：日本政策金融公庫)	中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主	申請受付中	(新型コロナウイルス感染症特別貸付) 信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年 (セーフティネット貸付の要件緩和) 「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含め融資対象

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
融資	特別利子補給制度 (国:新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局)	中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む 個人事業主	借入後当初 3年間(最長)	公庫、商工中金の特定の融資により借り入れした事業者に利子補給を実施
	新型コロナ特例リスケジュール (国:中小企業金融相談窓口)	中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む 個人事業主	相談受付中	中小企業再生支援協議会が金融機関との調整を含めてリスケ計画の策定を支援
その他支援	農業労働力確保緊急支援事業のうち、農業労働力確保対策 (国:農林水産省)	農業経営体		新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足となっている経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増しの労賃、交通費、宿泊費等を支援
	沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の基準緩和 (県:土木(工事)事務所、各市町村、商工会等)	沿道飲食店等		新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、市町村と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等のテイクアウトやテラス営業などの路上利用に伴う県管理道路の道路占用許可に係る許可基準の緩和

(3) 雇用の維持等に係る支援策

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金・助成金	雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例) (国：茨城労働局)	全事業主	～R4/9/30 (10月以降の措置については、8月末までに公表予定)	感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業、教育訓練等を行い、雇用の維持を図った場合、国が休業手当などの一部を助成 ◆助成率 中小企業：4/5 (9/10) ※()は解雇なしの場合 大企業：2/3 (3/4) ◆日額上限 9,000円
	産業雇用安定助成金 (国：茨城労働局)		— (定めなし)	感染症に伴う経済上の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた場合に、雇用の維持を図るため、出向によって、その雇用する労働者を送り出す事業主、または、当該労働者を受け入れる事業主に対して、出向に要する経費の一部を助成 ① 出向運営経費(賃金、教育訓練、労務管理費等) ◆助成率 出向元が労働者の解雇なしの場合 中小企業 9/10 中小企業以外 3/4 出向元が労働者の解雇ありの場合 4/5 2/3 ◆助成上限額 一人一日あたり出向元・先の計 12,000円 ② 出向初期経費 一人あたり 10万円(一定の条件をみたま場合 15万円)
	両立支援等助成金 (新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース) (国：茨城労働局)		【申請期間】 有給休暇の延べ日数が20日に達した日の翌日から R5/5/31まで	医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に休暇を20日以上取得させた事業者に対して助成 ◆助成額 1人あたり 28.5万円(1事業主につき5人まで)

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金・給付金	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (国：茨城労働局)	全事業主	【R4/4/1～6/30の休暇に係る申請期限】 R4/8/31 まで	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うことが必要になった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成 ◆助成額 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (国：茨城労働局)	事業者の休業指示を受けた労働者	～R4/9/30 (10 月以降の措置については、8 月末に公表予定)	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかつた方に対し支給 ◆助成率：8割 ◆日額上限：8,265円

(4) 需要喚起に係る支援策

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
給付金	いば旅あんしん割事業 (県：観光物産課)	宿泊事業者 旅行者 クーポン加盟店	～R4/6/30	○宿泊事業者・旅行業者が実施する宿泊・旅行商品の料金低廉化に対して支援金を交付 ○地域応援クーポン券と引き換えに提供する商品・サービス等に対して支援金を交付
	地域企業活力向上応援事業 (県：中小企業課)	市町村	～R3/3/31	市町村と連携し、中小企業等の活力向上に向けた需要創出支援事業や事業継続支援事業を実施 ◆補助率 1/2 ◆補助実績 プレミアム付商品券：34市町村 小売・飲食店支援事業(テイクアウト・クーポン等)：10市町村等

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
給付金	G o T o トラベル (国：観光庁)	宿泊事業者 旅行者 クーポン加盟店	R2/7/22～ ※R2/12/28～ 事業停止	指定旅行代理店での旅行商品購入やホテル予約サイトから宿泊予約をした利用者に対し、旅行代金の一部を支援 ◆支援額：旅行代金の50%（上限2万円/人・泊） 【内訳】宿泊代金の割引：35% 地域共通クーポン発行：15% ※地域共通クーポンの発行：R2/10/1～ ※R3/11/19 制度変更発表：宿泊割引率が引下げ（35%→30%）、地域共通クーポンは定額化（平日3,000円/1,000円）
	G o T o E a t (国：農林水産省)	飲食店事業者 飲食店利用者	R2/10/29 ～R4/1/20	地域の飲食店（約4千店舗）で使用できるプレミアム付き食事券を販売 ◆価格 定価10,000円で12,500円分（プレミアム率25%） ◆販売実績 356,189冊、4,452,363千円
	G o T o イベント (国：経済産業省)	イベント事業者 イベント参加者	R2/10/29 ～R3/12/31	イベント業の需要喚起のため、チケット購入代金一部を支援 ◆支援額 購入代金の20%（上限2,000円/チケット） ※割引のほか、特典付与（チケット価格の1/2以内）も可能
	イベントワクワク割 (国：経済産業省)	イベント事業者 イベント参加者	開始時期未定	消費者が安心してイベントに参加できる環境の醸成のため、参加者の「ワクチン接種歴又は検査結果の陰性」を確認の上、チケット購入代金一部を支援 ◆支援額 購入代金の20%（上限2,000円/チケット） ※割引のほか、特典付与（チケット価格の1/2以内）も可能

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金	県産和牛等学校給食提供緊急対策事業 (県：畜産課)	県内小中学校等	R2/6/1 ～R3/3/31	新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少した県産和牛肉や地鶏などを学校給食に提供する取り組みを支援 ◆支援額 定額 ※上限額 県産和牛等 1,000 円/100g・人・回 県産地鶏 296 円/100g × 150g/人・年
	県産水産物学校給食提供緊急対策事業費 (県：漁政課)	県内小中学校等	R2/10/1 ～R3/3/31	新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少した県産水産物(シラス、サバ等)を学校給食に提供する取組を支援 ◆支援額 定額 ※上限額 1,000 円/100g・人・回、500 円/100g・人・回 又は 250 円/100g・人・回

2. 新たな分野への進出や、強靱な事業形態への転換等に向けた支援策

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金	いばらき中小企業 人材育成支援事業 補助金 (県：産業政策課)	県内の中小企 業・個人事業 主	【R4年度】 R4/4/18 ～R5/1/27	新たな分野への進出や新製品・新サービス開発、生産プロセスの改善等を図る際に必要となる、従業員の資格取得やスキルアップのための教育研修費等を補助 (補助上限：10万円 補助率：1/2)
	ものづくり補助金 (国：経済産業省)	中小企業・小 規模事業者等	申請受付期 間 【第11次】 R4/5/26 ～R4/8/18	革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援 [一般型] ◆通常枠(補助上限：750～1,250万円 補助率：中小1/2、小規模2/3) ◆回復型賃上げ・雇用拡大枠(補助上限：750～1,250万円 補助率：2/3) ◆デジタル枠(補助上限：750～1,250万円 補助率：2/3) ◆グリーン枠(補助上限：1,000～2,000万円 補助率：2/3) [グローバル展開型] (補助上限：3,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3)
	IT導入補助金 (国：経済産業省)		申請締切日 【通常枠】 2次 R4/6/13 3次 R4/7/11 4次 R4/8/8	ITツール導入による業務効率化等を支援 ◆通常枠(補助上限：30～450万円 補助率：1/2) ◆デジタル化基盤導入類型(補助上限：5～50万円 補助率：3/4 又は補助上限：50～350万円 補助率：2/3)

	施策名(事業主体)	主な対象等	期間	内容
補助金	中小企業等事業再構築促進事業 (国：経済産業省)	中堅企業・中小企業・小規模事業者・個人事業主等	申請受付期間 【第6回】 R/4/6/8 ～R4/6/30	新分野展開や業態転換等に係る費用を補助 (中小企業(通常枠) 補助率 2/3 以内、上限 8,000 万円、6,000 万円超は 1/2) (中堅企業(通常枠) 補助率 1/2 以内、上限 8,000 万円※4,000 万円超 1/3)
	事業承継・引継ぎ補助金 (国：経済産業省)	中小企業・小規模事業者等	申請受付期間 【経営革新事業】 R/4/5/31 ～R4/6/20	事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援 【経営革新事業・専門家活用事業】(補助上限：600 万円 補助率：2/3 ※経営革新事業補助額の内 400 万円超～600 万円の補助率は 1/2) 【廃業・再チャレンジ事業】(補助上限：150 万円 補助率：2/3)
	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 (国：経済産業省)	大企業、中小企業等	①R2.5～7月 ②R3.3～5月 ③R4.3～5月	海外での生産集中度が高い製品等について、国内生産を行うための拠点整備(建物・設備・システムの導入等)を支援 ◆補助率：1/4～3/4
国内投資促進強化プロジェクト (県：立地推進課)	R2～3年度		「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」採択事業者を対象に、社会的必要性が高く今後の成長が期待される分野の生産拠点の県内移転(建物・設備・システムの導入等)を支援 ◆補助率：原則 10%	
融資	新分野進出等支援融資 (県：産業政策課)	中小企業・小規模事業者等	R5/3/31 融資実行分まで	新たな事業分野に進出する事業者向け融資 ※3年間無利子・信用保証料半額補助